

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成31年 1月22日

【会社名】 株式会社シベール

【英訳名】 CYBELE Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 黒 木 誠 司

【本店の所在の場所】 山形県山形市蔵王松ケ丘二丁目 1 番 3 号

【電話番号】 023(689)1131

【事務連絡者氏名】 常務取締役 横 戸 繁 春

【最寄りの連絡場所】 山形県山形市蔵王松ケ丘二丁目 1 番 3 号

【電話番号】 023(689)1131

【事務連絡者氏名】 常務取締役 横 戸 繁 春

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社は、平成31年1月17日開催の取締役会において、民事再生手続開始の申立てを行うことについて決議し、同日に山形地方裁判所に申立てを行いましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第10号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 当該民事再生手続開始の申立てを行った者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社シベール  
住所 山形県山形市蔵王松ヶ丘二丁目1番3号  
代表者の氏名 代表取締役社長 黒木 誠司

### (2) 当該民事再生手続開始の申立てを行った年月日

平成31年1月17日

### (3) 当該民事再生手続開始の申立てに至った経緯

当社は、山形県及び宮城県において、洋生菓子及びプラスチック等の製造販売を行って参りましたが、近年、重要な事業基盤の一つとしてきた贈答品名目での売上が減少する等、経営環境が厳しくなる中、平成30年8月期の決算において3期連続での営業損失を計上するに至りました。同時に営業キャッシュフローが十分に創出できない状況が続き、資金繰りに窮する状況となりました。また、当社において見込んでおりました資金調達についても、現時点においては実現できないこととなりました。このため、当社は、手持ち資金では平成31年1月18日に支払期限が到来する債務の弁済を行うことが困難な状態となりました。

かかる状況等を受け、当社としては法的手続きにより裁判所の監督の下で、事業の再建を図ることが最善の策であると判断し、民事再生手続開始の申立てを行うに至った次第です。

### (4) 当該民事再生手続開始の申立ての内容

申立日 平成31年1月17日  
管轄裁判所 山形地方裁判所  
事件番号 平成31年(再)第1号  
事件名 民事再生手続開始申立事件  
申立代理人 東京都中央区京橋一丁目2番5号 京橋TDビル8階  
奥野総合法律事務所・外国法共同事業  
弁護士 奥野 善彦  
同 栗澤 方智  
同 城處 琢也  
同 増江 亜佐緒  
同 町田 紳一郎  
同 高橋 梨紗  
同 高津 花衣  
監督委員 弁護士法人あかつき佐藤欣哉法律事務所  
弁護士 田中 暁  
負債総額 1,962百万円(平成30年8月31日現在)

以上